

経 二 第 1211 号
令 和 5 年 2 月 9 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田 中 宏 和 様

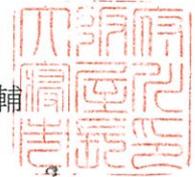
北河内地域協議会

議長 大 舩 博 之 様

寝大畷地区協議会

議長 澁 谷 篤 志 様

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔



2023（令和5）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

令和4年11月29日付けで要請がありました「2023（令和5）年度政策・制度予算に対する要請」につきまして、別添のとおり回答いたします。

今後とも市政運営に対し、御理解・御協力をお願いします。

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市経営企画部企画二課 担当：中野・杉村

TEL 072-825-2019(直通)

E-mail kikaku02@city.neyagawa.osaka.jp

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
1	<p>1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策 (1) 就労支援施策の強化について <継続> ①地域就労支援事業の強化について 大阪府内の関係機関と連携する「北河内地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。</p>	<p>地域就労支援事業の強化につきましては、今後も、コロナ禍の情勢等を踏まえ、関係機関と連携し、就労支援・雇用確保等につながる取組を推進しております。 ひとり親家庭への支援する施策につきましては、今後も、生活や就労に関する相談、技能講習の実施、就業情報の提供等の取組を推進するとともに、各支援施策の周知に努めてまいります。</p>	こども部 まちづくり推進部	こどもを守る課 産業振興室
2	<p><継続> ②障がい者雇用の支援強化について 大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。 また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。</p>	<p>障害者雇用につきましては、市民や企業を対象に、会議やイベントを開催し、障害者雇用の啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、就労支援・雇用確保につながる取組を推進しております。 引き続き、障害者雇用の拡充と定着を図るための支援を充実してまいります。</p>	福祉部 まちづくり推進部	障害福祉課 産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
3	<p><補強> (2)男女共同参画社会の実現に向けて ①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について 「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。 また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。</p>	<p>おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）の各種施策につきましては、関係課と連携し、その推進を図るとともに、ジェンダー平等に関しましては、男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）での市民セミナーの開催、各種展示等を通じ、引き続き、大阪府とも連携した情報発信に努めるなど、市民に対して男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発に努めてまいります。</p>	危機管理部	人権・男女共同参画課
4	<p><新規> ②女性活躍・両立支援関連法の推進について 女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。 2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。</p>	<p>女性活躍・両立支援関連法の推進に向けた取組につきましては、引き続き、大阪府の関係機関や寝屋川事業所人権推進連絡会と連携し、同法の趣旨が広く周知されるよう市内事業所への周知・啓発に努めてまいります。 特定事業主行動計画につきましては、ワークライフ・バランスを実現し、男女共に働きやすい職場環境を整備するため、本計画を推進してまいります。</p>	総務部 危機管理部	人事室 人権・男女共同参画課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
5	<p><継続> (3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。 また、ハラスメント被害者が相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。</p>	<p>労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化につきましては、引き続き、関係機関と連携し、市内中小企業等に働きかけを行ってまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室
6	<p><補強> (4)治療と仕事の両立に向けて厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。</p>	<p>治療と仕事の両立につきましては、関係機関と連携し、引き続き国の取組等について、情報提供してまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
7	<p>2. 経済・産業・中小企業施策 (1) 中小企業・地場産業の支援について <継続> ①ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。</p>	<p>ものづくり産業の生産拠点の維持・強化につきましては、関係機関との連携を図るとともに、企業OB等による経営支援アドバイザーを配置するなど、引き続き、中小企業に対する支援を実施してまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室
8	<p><継続> ②中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について 中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。</p>	<p>技能五輪への挑戦支援につきましては、現時点では、国を始め、当市においてもその予定はありませんが、引き続き、国における支援等の動向を注視してまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
9	<p><継続> ③事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて 帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。</p>	<p>中小企業の事業継続計画策定への支援につきましては、北大阪商工会議所との共同により策定した事業継続力強化支援計画に基づき、市内事業者の事業継続力強化に向けた取組を進めてまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室
10	<p><継続> (2)取引の適正化の実現に向けて(★) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。 また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。</p>	<p>取引の適正化の実現につきましては、下請二法及びガイドラインの周知徹底を図るため、建設業法遵守ガイドラインを始め、市発注工事の受注に当たっての適正な施工体制の確保に関する留意事項等を、市ホームページ等で公表しており、引き続き、事業者等へ周知、指導に取り組んでまいります。</p>	総務部 まちづくり推進部	契約課 産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
11	<p><継続> (3) 公契約条例の制定について 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。</p>	<p>公契約条例については、基本的には労働関係法令によるべきであると考えており、その必要性について調査・研究してまいります。</p>	総務部	契約課
12	<p><新規> (4) 海外で事業展開を図る企業への支援 海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。 また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。</p>	<p>海外での中核的労働基準順守の重要性等につきましては、関係機関と連携し、事業者等への周知等に努めてまいります。 人権に対する企業におけるリスク対策である人権デュー・デリジェンスの必要性の取組につきましては、事業所、各公共施設へのポスター掲示やリーフレットの配架等により広く周知を図るとともに、国の人権擁護機関、大阪府等と連携を図り、様々な機会を通じて周知してまいります。</p>	危機管理部 まちづくり推進部	人権・男女共同参画課 産業振興室
13	<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策 <継続> (1) 地域包括ケアの推進について (★) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2021」の最終年度（2023年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。</p>	<p>介護サービスの提供体制につきましては、引き続き、地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携推進センターの運営、介護サービス等の充実及び多職種間連携を進めることで整備してまいります。 地域包括ケアの整備推進につきましては、利用者等の意見が反映できるよう、地域ケア会議を開催するとともに、引き続き大阪府の動向等を注視してまいります。</p>	福祉部	高齢介護室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
14	<p><新規> (2)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の更なる質の改善につきましては、同事業を市社会福祉協議会に委託しており、相談員の資質向上に必要な研修や会議に、引き続き参加を促進してまいります。 研修や会議への参加費用につきましては、引き続き、当該事業の委託に係る予算の中で確保してまいります。</p>	福祉部	保護課
15	<p><継続> (3)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について 市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。</p>	<p>特定健診、乳がん検診、子宮頸がん検診等の制度につきましては、国の指針に基づき実施しております。 AYA世代におけるがん検診につきましては、子宮頸がん検診と乳がん検診（エコー検査）を実施しており、引き続き、受診率向上に取り組んでまいります。 第3期大阪府がん対策推進計画につきましては、進捗状況の検証について国・府と連携してまいります。 大阪府健康マイレージ事業等の周知につきましては、大阪府からの依頼に基づき協力してまいります。</p>	健康部	保健総務課 健康づくり推進課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
16	<p>(4) 医療提供体制の整備に向けて (★) <継続> ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について 医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。 安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。</p>	<p>医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、大阪府において医師確保計画、外来医療計画及び第7次府医療計画を推進する中で、医療提供体制の確保に努めております。 今後とも、大阪府、関係機関等と連携しながら、医療安全の確保に努めてまいります。</p>	健康部	保健総務課
17	<p><継続> ② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて 地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。 加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。</p>	<p>医師の地域偏在や診療科目の偏在の解決につきましては、大阪府において医師確保計画に基づき広域的に事業が実施されているところです。 今後とも、大阪府、関係機関等と連携しながら、医療体制の確保に努めてまいります。 訪問医療を実施する医療機関への助成につきましては、必要に応じて検討してまいります。</p>	健康部	保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
18	<p>(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★) <継続> ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて 介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。 また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。</p>	<p>介護労働者の処遇改善につきましては、国に抜本的な解決策を講じるよう要望してまいります。 潜在介護職員の復職支援、介護労働者のキャリアアップ支援及び介護職場における労働環境の改善へ向けた補助等につきましては、大阪府において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保・職場定着支援事業、ICT導入支援事業及び介護ロボット導入活用支援事業を実施しており、引き続き、国・府の動向を注視してまいります。</p>	福祉部	高齢介護室
19	<p><補強> ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について 地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。 高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備と、子どもの心の発展をめざす目的で、地域包括支援センターを拠点として、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援を行うこと。</p>	<p>地域包括支援センター機能の充実につきましては、在宅医療・介護連携推進センター、認知症初期集中支援チーム等を運営することで、地域包括支援センターの機能の補完・充実に取り組んでまいります。 地域包括支援センターの機能と役割の市民に向けた周知につきましては、家族介護者への相談対応を含め、引き続き、取り組んでまいります。 高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援につきましては、市関係部署において、調査・研究してまいります。</p>	福祉部 子ども部	高齢介護室 子どもを守る課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
20	<p>(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★) <継続> ①待機児童の早期解消に向けて 大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。</p>	<p>保育園の整備につきましては、第2期市子ども・子育て支援事業計画を基本に、利用状況等の実情を踏まえる中で検討してまいります。 保育園を整備する場合には、認可保育施設と適切に連携してまいります。</p>	こども部	保育課
21	<p><継続> ②保育士等の確保と処遇改善に向けて 子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。</p>	<p>保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員の労働条件等の改善につきましては、国の基準に基づく職員配置や適正な職場環境及び研修機会の確保に取り組んでおります。 保育の質の向上につきましては、保育現場のニーズを的確に把握するため、引き続き、保育所等と連携し、民間保育事業者との意見交換を行ってまいります。</p>	こども部 学校教育部 社会教育部	保育課 学務課 青少年課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
22	<p><継続> ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて 保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。</p>	<p>病児・病後児保育などの充実につきましては、病児保育所の実施施設数の不足はございませんが、地域によっては利用しにくい状況があるため、引き続き、事業者に開設の要請を行ってまいります。 オンラインによる空き状況の確認、予約等のシステム整備につきましては、その在り方について、調査・研究してまいります。 大阪府に対し、継続して各事業の財源措置等について要望するなど、保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組を進めてまいります。各事業が適切に実施できるよう保育士、看護師の確保の支援に取り組んでまいります。</p>	こども部	保育課
23	<p><継続> ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について 企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。</p>	<p>企業主導型保育施設への市の関与につきましては、当市において、認可外保育施設としての届出を受理し、毎年度、運営状況について立入調査を実施しております。 また、内閣府が運営費等に対し助成するとともに、児童育成協会が年1回以上、立入調査を実施しております。市、国がそれぞれの立場で関与することで、企業主導型保育施設が適切に運営されるものと認識しており、事業者や保護者の声についても、適切に把握してまいります。</p>	こども部	保育課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
24	<p><補強> ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について 「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。</p> <p>NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。</p>	<p>子どもの貧困対策の推進につきましては、引き続き、子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るよう、国・府と連携し、適切に対応してまいります。</p> <p>子ども食堂につきましては、食事の提供を通じた子どもの居場所づくりや見守りを目的として、運営団体への支援を実施しており、引き続き、運営経費を補助するとともに、助言や情報提供等による支援を実施し、団体から要望があれば、ネットワークの構築について適切に対応してまいります。</p>	こども部	こどもを守る課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
25	<p><継続> ⑥子どもの虐待防止対策について 児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化すること。</p>	<p>子どもの虐待防止対策につきましては、11月の児童虐待防止推進月間において、市内四駅で啓発リーフレット、オレンジリボン等の啓発物品を配布する（令和2年度、3年度、4年度は感染拡大防止のため中止）とともに、市内公共施設等に啓発のぼりの掲揚や市内自治会掲示板にポスター掲示の依頼を行っております。また、これらの市民の関心につながる様々な取組を、市ホームページや市広報誌を活用し、広く発信しております。</p> <p>増加する相談業務に適切に対応するための人員体制につきましては、年次的に社会福祉士や保育士等の専門職を増員し、体制強化を図っております。</p> <p>専門性を高める研修等の実施につきましては、実務者である職員に有益な研修について、大阪府が行う研修や民間の児童虐待を専門に扱うNPO法人が行う研修など、積極的に参加し、個々のレベルアップを図っております。</p> <p>学校との連携につきましては、登校できない子どもを含めた見守りが必要な子どもに対して、各小中学校等との連携により家庭訪問の実施や見守りの強化により、子どもの安全を最優先に対応しております。</p> <p>また、学校におきましても、毎年実施しているスクールソーシャルワーカーによる虐待防止研修を通して、全教職員が常に虐待防止のための高い意識を持って、引き続き、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応につなげてまいります。</p>	こども部 学校教育部	こどもを守る課 教育指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
26	<p><新規> ⑦ヤングケアラーへの対策について 「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。</p>	<p>ヤングケアラーへの対策につきましては、市ホームページへの掲載やポスター掲示により、ヤングケアラー問題や相談窓口の周知・理解促進を図るとともに、市立小中学校への調査の実施などにより、実態把握に努めております。</p> <p>また、学校においては、アンケートや教育相談等により、全教職員が子どもの状況把握に努めるとともに、必要に応じて関係諸機関やソーシャルワーカー等の専門家とも連携し、対応してまいります。</p> <p>引き続き、学校、教育委員会、福祉部の関係課及び子ども部子どもを守る課が相談窓口となり、発見したヤングケアラーについて、連携して支援し、今後のより充実した支援のための体制及び方法について検討してまいります。</p>	福祉部 健康部 子ども部 学校教育部	保護課 高齢介護室 障害福祉課 保健総務課 子どもを守る課 教育指導課
27	<p><継続> (7)誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けた相談体制の強化について 相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。</p>	<p>自殺対策における相談体制の強化につきましては、悩みを抱える人への早期の気づきができる人材育成として、ゲートキーパー養成研修に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、民間団体との連携等につきましては、各種団体の活動内容等の情報収集に努めるとともに、連携の在り方について検討してまいります。</p>	健康部	保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
28	<p>4. 教育・人権・行財政改革施策 <継続> (1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)</p> <p>少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの不登校、貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。</p>	<p>教員確保につきましては、大阪府が各市町村の欠員に応じ、教員を配置しておりますが、それでもなお不足する講師等につきましては、大阪府と連携し確保してまいります。</p> <p>教職員の勤務時間管理につきましては、学校出退勤管理システムを適切に運用する中で、勤務時間の把握を行っております。</p> <p>在校等時間の上限の遵守につきましては、部活動拠点校化の拡充、監察課によるいじめ対応、トイレ清掃・消毒業務委託、学校と保護者をつなぐオンライン連絡網、教職員間のチャット機能、夜間や休日に保護者からの連絡に対応するコールセンター体制、校務支援システム等を導入し、今後、更なる教員の働き方改革を進めることで、実効性を確保してまいります。また、令和3年度から試験的に導入された事前任用につきましては、中学校への拡大も含め、大阪府へ要望してまいります。</p> <p>スクールカウンセラーの配置につきましては、現在、全ての中学校区にスクールカウンセラーを1名配置し、校区小中学校の相談に対応しております。スクールカウンセラーについては、大阪府の事業であります。連絡会等を通して資質の向上に努めてまいります。</p> <p>スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在3名を配置しており、各学校のケース会議への派遣や、全教職員対象の虐待防止研修の講師等も務め、「チーム学校」として、関係諸機関との連携等、子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けた取組を行っており、引き続き、スクールソーシャルワーカーのグループスーパービジョンや連絡会を通して資質向上に努めてまいります。</p>	学校教育部	学務課 教育指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
29	<p><継続> (2) 奨学金制度の改善について (★) 給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。</p>	<p>奨学金制度の拡充につきましては、今後とも、国・府による適切な修学支援を要請してまいります。 市における奨学金返済支援制度につきましては、調査・研究してまいります。</p>	学校教育部	教育政策総務課 教育指導課
30	<p><継続> (3) 労働教育のカリキュラム化について (★) ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。</p>	<p>労働教育につきましては、校外学習での工場見学や中学校で行う職場体験学習、外部講師を呼んで実施する出前授業など、各小中学校において進めております。 労働教育のカリキュラム化につきましては、調査・研究してまいります。</p>	学校教育部	教育指導課
31	<p><新規> (4) 消費者教育の推進について 成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講ずること。</p>	<p>消費者教育につきましては、小中学校の社会科における税の学習、家庭科における物や金銭の使い方の学習に取り組むとともに、成人年齢の引き下げを踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育の機会充実に努めてまいります。 また、公共施設等へのリーフレットの配架等を行うことにより、消費者教育の推進を図ってまいります。</p>	危機管理部 学校教育部	消費生活センター 教育指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
32	<p>(5)人権侵害等に関する取り組み強化について <補強> ①差別的言動の解消に向けて 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。</p>	<p>差別的言動の解消に向けた取組につきましては、引き続き、市広報誌や市ホームページへの掲載を始め、各公共施設へのポスター掲示、リーフレットの配架等により広く周知を図るとともに、国の人権擁護機関や大阪府等と連携を図り、様々な機会を通じてヘイトスピーチを始めとする差別行為の解消に努めてまいります。</p>	危機管理部	人権・男女共同参画課
33	<p><継続> ②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市にも条例設置をめざすこと。</p>	<p>多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた取組につきましては、男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）において、引き続き、多様な性を理解するセミナーなどを開催し、LGBTQに対する偏見、差別を無くし、SOGIに対する理解の促進に努めてまいります。 パートナーシップ制度につきましては、引き続き、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度を活用し、LGBTQの方への支援に努めてまいります。</p>	危機管理部	人権・男女共同参画課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
34	<p><継続> ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。</p>	<p>就職差別の撤廃及び部落差別の解消に向けた施策につきましては、引き続き、大阪府や寝屋川事業所人権推進連絡会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員の拡充や、パンフレットによる適切な応募用紙の使用の周知及び企業への研修等に取り組むとともに、就職差別撤廃月間等に合わせた周知・啓発活動を通じて、あらゆる差別撤廃や解消に向けた取組を進めてまいります。</p>	危機管理部 まちづくり推進部	人権・男女共同参画課 産業振興室
35	<p><継続> (6) 財政状況の点検と適正な財政支出について 新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうる事から、必要な支援を行うため、大阪府に対しても、財政支援を強力に求めること。</p>	<p>財政状況につきましては、市広報誌及び市ホームページに公表し、市民への情報提供に取り組んでおります。 また、大阪府に対しては、引き続き必要な財政支援を求めてまいります。</p>	財務部	財政課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
36	<p><継続> (7) 行政におけるデジタル化の推進について 行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。</p>	<p>行政手続のオンライン化の推進につきましては、令和4年度に住民票の写し等の証明書のオンライン申請を開始し、マイナンバーカードによる本人確認機能やキャッシュレス機能の活用を図っているところであり、引き続き、全手続においてオンラインによる申請に対応できるよう、取組を進めてまいります。</p> <p>また、引き続き、市ホームページ、市公式アプリ、SNS等多様な媒体を活用した市政情報等の発信を行うとともに、市の情報発信媒体の利用促進を図ってまいります。</p> <p>デジタル化の推進に伴う情報格差の解消につきましては、高齢者スマホ体験教室等を開催しており、今後、本事業の効果や課題を踏まえ、実施方法等について検討してまいります。</p>	経営企画部	企画三課 DX推進室
37	<p><新規> (8) マイナンバー制度の定着と活用について 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。</p>	<p>個人情報の保護、取扱い、利用範囲、管理体制につきましては、個人情報の保護に関する法律、市個人情報の保護に関する法律施行条例、市個人情報管理規程等に基づき、引き続き、管理体制の整備、研修及び監査を実施するなど、個人情報保護制度の適切な運用を図ってまいります。</p>	企画政策課 総務部 市民サービス部	DX推進室 総務課 戸籍・住基担当 税務管理担当

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
38	<p><継続> (9) 投票率向上に向けた環境整備について 投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。</p>	<p>期日前投票所につきましては、市役所本庁舎のほか、市域の東西南北の各地域の設置に加え、令和5年4月の統一地方選挙から1か所の増設を図るなど、投票しやすい環境の確保に努めてまいります。 共通投票所の設置、投票所の運営の在り方、投票所における投票、不在者投票の方法等につきましては、公職選挙法の規定を踏まえ、国の動向等を見据える中で調査・研究してまいります。</p>		選挙管理委員会事務局
39	<p>5. 環境・食料・消費者施策 <継続> (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★) これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。</p>	<p>食品ロス削減対策の効果的な推進につきましては、引き続き、市一般廃棄物処理基本計画に沿った取組を進めるとともに、一定規模を有する市内事業者への食品ロス削減に向けて啓発してまいります。 また、食べ残しゼロを目的にした3010運動につきましては、外食時における食べ残し行動の啓発に加え、毎月10日・30日は冷蔵庫等を整理整頓することを呼び掛けるなど、引き続き、効果的な食品ロス削減を推進してまいります。</p>	環境部	環境総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
40	<p><継続> (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について 2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p>	<p>フードバンク活動に対する具体的な支援につきましては、令和4年10月にフードドライブの常設実施を開始したところであり、引き続き、子ども食堂運営団体や社会福祉協議会に回収した食料を提供するとともに、食品ロスの削減に寄与する取組について調査・研究してまいります。</p>	環境部	環境総務課
41	<p><継続> (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>カスタマーハラスメントにつきましては、厚生労働省と関係省庁で策定されたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの啓発に努めるとともに、消費者の倫理的行動促進に向け、消費者教育を推進してまいります。</p>	危機管理部	消費生活センター

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
42	<p><継続> (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について 大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。</p>	<p>特殊詐欺被害の低減につきましては、引き続き、関係機関から被害情報を収集し、消費者に対し周知・啓発を行うことで、被害の防止に取り組むとともに、特殊詐欺に関する消費生活講座を実施し、積極的に啓発してまいります。 また、消費生活センターにおいて特殊詐欺電話相談を実施し、自動通話録音装置の貸与について、積極的に啓発してまいります。</p>	危機管理部	消費生活センター
43	<p><継続> (5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府であるが、市としても取り組みが進むよう行うこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。 グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。</p>	<p>2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組につきましては、国・府の施策を注視するとともに、市環境基本計画等に基づいた施策を推進してまいります。 2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた産業界との連携強化につきましては、市環境基本計画に基づき、様々な機会を通じて周知・啓発を行ってまいります。</p>	環境部	環境総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
44	<p><継続> (6) 再生可能エネルギーの導入促進について 再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進につきましては、市環境基本計画等に基づき、住宅等に対する太陽光発電システム設置補助等の施策を実施するとともに、国・府の施策を注視してまいります。</p>	環境部	環境総務課
45	<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策 <継続> (1) 交通バリアフリーの整備促進について 公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p>	<p>駅構内のエレベーター、エスカレーターの整備につきましては、それぞれの鉄道事業者が管理者であり、市が維持管理、更新に関する財政支援措置は予定しておりませんが、国の動向を注視し、財政支援等に関する情報があれば提供してまいります。</p>	都市基盤整備部	道路管理課
46	<p><継続> (2) 安全対策の向上に向けて 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。</p>	<p>ホームドアの設置につきましては、今般、鉄道事業者において鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、ホームドアの整備を加速するとともに、その他のバリアフリー設備の更新を進めていくと聞き及んでおります。 なお、本市の玄関口であり多くの乗降客数が利用している寝屋川市駅について、早期にホームドアを設置していただくよう京阪電気鉄道株式会社に要望を行っております。</p>	まちづくり推進部	交通政策課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
47	<p><新規> (3) 交通マナーの向上について コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底、必要に応じて取り締まりの強化を図ること。</p>	<p>交通マナーの向上については、警察署及び関係機関と連携し、自転車安全利用講習会、交通安全講習会、街頭啓発活動等の充実による自転車安全利用の更なる周知・啓発に取り組むとともに、自転車の取り締まり強化について、警察署へ要望してまいります。 また、自転車レーンについては、引き続き整備をしてまいります。</p>	<p>まちづくり推進部 都市基盤整備部</p>	<p>交通政策課 道路管理課</p>
48	<p><継続> (4) キッズゾーンの設置に向けて 保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。</p>	<p>キッズゾーンの設置につきましては、寝屋川警察、学校及び関係課と合同で通学路の点検を実施し、点検を踏まえた安全対策を行っておりますが、引き続き、他市の設置状況、設置方法等について調査・研究してまいります。 ガードレールの設置及び白線表示につきましては、道路パトロールや地元自治会等からの要望に基づき、寝屋川警察及び関係機関と連携し対応してまいります。</p>	<p>こども部 都市基盤整備部 学校教育部</p>	<p>保育課 道路管理課 学務課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
49	<p><継続> (5)防災・減災対策の充実・徹底について(★) 市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況(登録)について推移を示すこと。</p> <p>加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発生時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く市民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成等の支援を行うこと。</p>	<p>市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え、発生時の対処法や洪水ハザードマップの内容を一冊にまとめた総合防災ガイドブック「命を守るワガヤノ防災」を全戸配布しており、住民が災害対策に取り組めるよう情報発信に取り組んでおります。</p> <p>情報収集・伝達体制につきましては、災害の規模に応じた体制を設置するとともに、大阪府や気象庁等の関係機関等と連携して正確な気象情報等を収集・把握し、市民に対して情報を伝達しております。</p> <p>避難所についての環境整備につきましては、感染症対策を講じ、備蓄物資の保管場所を整理し、発生時において迅速に物資の供給が可能となるよう、今後も適切な備蓄物資の管理を行ってまいります。</p> <p>「おおさか防災ネット」の運用状況(登録)につきましては、令和4年度から新システムに移行し、運用状況(登録)は確認できなくなりましたが、令和3年度までの登録者数については、おおむね、4,000人程度横ばいで推移しておりました。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、適宜更新しており、被支援者本人の同意を得た上で、枚方寝屋川消防組合、民生委員等へ情報提供を行っており、発生時には安否確認や支援に活用してまいります。</p> <p>市民等と連携した防災訓練につきましては、地域協働協議会が作成した避難所開設・運営マニュアルに基づく、訓練等の実施を支援しております。</p> <p>災害発生時の市ホームページによる情報発信につきましては、災害の状況に応じて、災害関連情報の発信に特化したページへの切替えを行っており、令和3年7月に実施した市ホームページリニューアル時には、災害発生等のアクセス集中にも対応し、迅速かつ安定的に情報を提供できるよう機能強化を行っております。</p> <p>コロナ禍における避難所運営につきましては、避難所運営指針、避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難用テントの活用、少人数ごとの分散収容など、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営を行ってまいります。</p> <p>防災士資格の取得費用の助成制度につきましては、資格取得者の役割などを含め検討してまいります。</p>	<p>経営企画部 危機管理部 健康部</p>	<p>企画三課 防災課 保健総務課</p>

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
50	<p><継続> (6)地震発生時における初期初動体制について 南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。</p>	<p>災害時における職員体制につきましては、市地域防災計画等を踏まえ、人員体制の確保を図ってまいります。 災害時における自治体連携の在り方につきましては、他自治体の取組事例等を調査・研究してまいります。 企業、住民への防災意識への啓発につきましては、市内事業者、地域協働協議会、自治会等に対し、随時、防災情報の提供を行ってまいります。 災害ボランティアセンターなどとの連携につきましては、市社会福祉協議会等と引き続き、対策を強化してまいります。</p>	総務部 危機管理部	人事室 防災課
51	<p>(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★) <継続> ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について 予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また災害がより発生しやすい箇所を特定し、維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</p>	<p>災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発につきましては、土砂災害（特別）警戒区域内等の住民に対しては、土砂災害に関する個別周知・啓発を行うとともに、梅雨や台風の時期においては、重点的に現場パトロール等を行っております。 ハザードマップにつきましては、令和3年度に更新し、全戸配布しております。</p>	危機管理部 都市基盤整備部	防災課 審査指導課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
52	<p><継続> ②災害被害拡大の防止について 大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。</p>	<p>大規模災害発生時における事業活動を休止する基準の設定等につきましては、取組事例を調査・研究してまいります。 避難所運営における新型コロナウイルス対策につきましては、各小中学校等の避難所に避難用テント等の避難所運営物品や消毒液等の衛生管理用品を配備するとともに、体調不良者等の部屋を設けるなど、引き続き、感染拡大防止対策に取り組んでまいります。</p>	危機管理部	防災課
53	<p><継続> (8)鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について 自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせて一体的・包括的な対応を、国及び市が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。 大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。</p>	<p>鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化につきましては、鉄道が被災した際、鉄道会社を含む関係機関が構成員となっている寝屋川流域協議会等の広域的な組織体を通じて、沿線自治体等と連携しながら、鉄道会社への働きかけを行ってまいります。 また、大規模災害時に踏切が開かず、救急・消防の対応が遅れぬよう、国土交通大臣が指定した踏切道について、道路管理者・鉄道事業者が、災害時に踏切道を開放するまでの手順、関係機関への連絡体制等を調整し、実効性のある対応を進めてまいります。</p>	危機管理部	防災課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
54	<p><継続> (9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。</p>	<p>公共交通機関での暴力行為の防止対策につきましては、寝屋川警察署や公共交通事業者と連携して効果的な啓発を検討してまいります。 公共交通機関の事業者が独自で行う取組への支援につきましては、他自治体の取組内容等を参考に調査・研究してまいります。</p>	危機管理部	監察課
55	<p><継続> (10) 交通弱者の支援強化に向けて 誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。既存路線の維持のため、国や大阪府に対して補助金を求めるなど、交通インフラの維持をはかること。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。</p>	<p>交通弱者の支援強化につきましては、公共交通空白地域をカバーするため、シルバー世代や障害者等を対象に乗合い事業を実施するとともに、バス利用の促進を図るためバス利用促進事業を実施し、移動手段の確保に努めております。 交通弱者の支援強化につきましては、引き続き、商業施設等の支援の調査・研究に取り組んでまいります。 大阪スマートシティパートナーズフォーラムによる取組効果の検証につきましては、同フォーラムでは様々な分野においてデジタル技術の利活用の検討が進められており、令和4年度においては、AI道路点検の実証実施や窓口透明インターフェイスの試験設置を行っているところです。今後、それらの効果検証を行うとともに、当市にとって有益となるものを見極める中で、活用を検討してまいります。</p>	経営企画部 まちづくり推進部	DX推進室 交通政策課 産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
56	<p><継続> (11) 持続可能な水道事業の実現に向けて 持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。 また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>	<p>持続可能な水道事業の実現につきましては、専門性を有する人材の育成等や基盤強化のための取組は不可欠であることから、本局で作成の水道技術者基盤強化プログラムに基づく研修やOJTを積極的に推進してまいります。 また、市民への影響が大きい水道料金の見直し、水道施設運営権の設定等については、説明責任を果たしてまいります。</p>	上下水道局	経営総務課
57	<p>7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策 (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★) <継続> ① 医療提供体制の強化について 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。</p>	<p>医療提供体制の強化につきましては、大阪府において医師確保計画、外来医療計画及び第7次府医療計画を推進する中で、医療提供体制の確保に取り組んでおります。大阪府に対しては、適切な地域医療体制の確保に向け、必要に応じて要望等してまいります。</p>	健康部	保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
58	<p><継続> ②感染者受け入れ体制の強化について 新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルスに感染された方の宿泊施設における療養につきましては、大阪府が一括して対応しております。 また、市広報誌、市ホームページなどを通じ、市内の感染状況等について周知しております。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室
59	<p><継続> ③PCR検査の拡充について 新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充すること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査体制につきましては、市独自のPCR外来を設置するとともに、特別養護老人ホーム等の従業員への定期的なPCR検査を実施しております。 また、無症状者が自主的に行う検査の費用の助成を行っております。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
60	<p><継続> ④感染防止のための支援拡充について 医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。</p>	<p>保育所等における衛生用品の購入等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした衛生用品の購入等に必要経費を補助しております。 小中学校における感染防止のための支援拡充につきましては、感染状況や国・府の支援策等を踏まえ、引き続き、消毒液・マスク等の衛生用品を始めとした感染防止対策に係る物品の確保に取り組んでまいります。 介護サービス事業所等における感染防止のための支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際に介護サービスを継続して提供するために、必要なかかり増し経費を補助をしているほか、介護施設等における感染拡大防止のための設備整備に補助を行っております。 引き続き、事業者等への周知等に取り組むとともに、国の動向等を注視してまいります。</p>	健康部 こども部 まちづくり推進部 福祉部 学校教育部	保健総務課 新型コロナウイルス感染症対策室 保育課 産業振興室 高齢介護室 学務課
61	<p><継続> ⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。</p>	<p>緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知につきましては、防災行政無線や市ホームページ並びに各種SNSなど多様な媒体を活用し情報発信を行うとともに、市民、公共施設、市内事業者など、それぞれの区分に応じた要請を行うなど、丁寧な説明に努めております。 国・府からの要請内容の有効性も勘案した上で、引き続き感染拡大防止対策に取り組んでまいります。</p>	危機管理部 健康部	防災課 新型コロナウイルス感染症対策室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
62	<p><補強> ⑥ワクチン接種体制の強化について 希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。</p>	<p>令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今後、国が示す方針に基づき、適切に対応してまいります。居住地以外での接種記録につきましては、引き続き他の自治体等と連携して適切に管理してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルスワクチン接種の周知につきましては、引き続き市ホームページ等を通じて、ワクチン接種の効果、副反応等についての正確な情報発信を行ってまいります。</p>	健康部	新型コロナウイルス感染症対策室
63	<p><継続> ⑦保健所機能の強化について 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。</p>	<p>保健所業務に従事する職員の体制につきましては、専門職の確保に向け、大学等に対して採用の案内を行うなど、必要な人材の確保に取り組んでおります。</p> <p>また、緊急時における職員体制につきましては、必要に応じて全庁的な応援体制を整備しております。</p>	総務部 健康部	人事室 保健総務課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
64	<p><継続> ⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について 医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連した感染者や、ワクチン接種を受けていない人等への誹謗・中傷や差別等の禁止につきましては、引き続き、市広報誌や市ホームページへの掲載を始め、各公共施設へのポスター掲示などにより広く周知を図るとともに、国の人権擁護機関、大阪府等と連携を図り、様々な機会を通じて周知に努めてまいります。</p>	危機管理部 健康部	人権・男女共同参画課 新型コロナウイルス感染症対策室
65	<p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について(★) <継続> ①雇用調整助成金特例措置の継続について 雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。</p>	<p>雇用調整助成金特例措置の継続につきましては、国の動向等を注視してまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
66	<p><継続> ②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、市が各種支援制度を行っているわけではないものの、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化につきましては、引き続き、関係機関と連携し、事業者等への制度の周知に努めてまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室
67	<p><継続> ③生活困窮者への支援について 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。</p>	<p>生活困窮者への支援金の拡充につきましては、国事業であることから、国の動向を注視してまいります。 相談窓口につきましては、現在、市社会福祉協議会に設置するとともに、引き続き、関係課と連携し相談窓口の充実に取り組んでまいります。 住居確保給付金の延長等につきましては、物価高騰による負担増などの社会情勢等から鑑み、国の動向等を注視してまいります。 支援制度の活用につきましては、市広報誌や市ホームページを通じた周知・啓発を行うとともに、相談内容に応じた制度の利用を促進してまいります。また、制度の利用手続については、市民にとって分かりやすいよう、より一層、簡素化に取り組んでまいります。 ひとり親家庭に対する支援強化につきましては、ひとり親家庭を対象とした母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金などの支援制度を活用していただけるよう、今度とも周知を図ってまいります。</p>	福祉部 こども部	保護課 こどもを守る課

No	要望事項(★は重点項目)	現状及び今後の方針	部名	課名
68	<p><継続> ④事業所支援の拡充について 新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援につきましては、国の動向等を注視してまいります。</p>	まちづくり推進部	産業振興室